

# 催眠商法にご注意ください！！

## 催眠商法とは

景品の配布や格安な商品を販売する等して人を集め、会場を盛り上げて購買意欲を高めたうえで、最後に高額な商品を安価と錯覚させて売りつける商法です。

## 具体例

「新商品の特売を行うから」、「たまごを無料配布します」と会場に案内された。会場では、初めは安い商品が次々紹介され売れていった。会場の雰囲気にもまれ、『超目玉商品』と紹介された高額な健康機器を買ってしまった。

## ここに注意！

- 景品やサンプル商品などを配り、得をした気分させます。
- 会場の雰囲気を盛り上げ、買い手に冷静な判断をさせないようにします。
- 迷っている人を会場から出さないようにして契約させることもあります。



猪名川町マスコットキャラクター  
「いなぼう」

## 催眠商法で契約してしまったら...

# クーリング・オフを活用しましょう！

クーリング・オフはいったん契約してしまっても法律で定められた期間であれば無条件で解約できる制度です。催眠商法は訪問販売にあたりますので契約書面を受け取ってから8日間は無条件で解約出来ます。

クーリング・オフの解約手続きはハガキで行います。詳しい書き方などは消費生活相談コーナーへお問い合わせください。

猪名川町消費生活相談コーナー 072-766-1110